

入所継続届の提出について（保育所、認定こども園（保育園籍））

日頃より本市の保育行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、次年度に向け、在園児童の保育の必要性を適正に把握するための調査を行っています。

つきましては、御多用中とは存じますが、それぞれ必要なお手続きをお願いいたします。

1. 対 象 者 令和6年度で、0歳児クラス～4歳児クラスの児童の保護者
 ※現時点で5歳児クラスの児童、市外在住の児童の保護者は対象外です。

2. 提 出 書 類 次の表A～Bをご覧ください、必要な書類をご用意ください。
 ご提出頂いた書類は返却できませんので、必ず事前にコピーをおとりください。
 なお、兄弟姉妹が同一施設に在園している場合は、1枚に連名で記入可であり、
 兄弟姉妹が別々の施設に在園している場合は、施設ごとにご用意ください。その
 場合、原本を1部ご提出してくだされば、兄弟姉妹分はコピーの使用も可です。
 （例：原本を上の子に添付、コピーを下の子に添付）

【表A】

通番	対象者	提出書類	備考
1	在園施設を次年度も継続希望の方	①認可保育所、認定こども園（保育園籍） 入所継続届（2号・3号用） ②保育要件を証明する書類 ※詳細は裏面（注：保育要件）	兄弟姉妹のご対応については、上記のとおりです。
2	転園希望の方 （通番1以外の方）	①認可保育所、認定こども園（保育園籍） 入所継続届（2号・3号用） ②保育要件を証明する書類 ③転園申込書	①と②を在園施設にご提出し、 ③を令和6年11月14日（木）（必着） までに保育課にご提出ください。
3	次年度の継続利用をされない方	保育所退所願書	在園施設にご提出ください。

【表B】表Aに加え、次の表の中で、対象となる場合、書類をご用意ください。

通番	対象者	提出書類	備考
1	保育要件が変わる方	教育・保育給付認定変更申請書	在園施設にご提出ください。

3. 提 出 先 在園されている施設
 ・直接保育課にご提出される場合は、在園している施設へその旨をお伝えいた
 だいたうえでご提出ください。

4. 提 出 期 限 令和6年（2024年）10月18日（金）（厳守）

裏面もございます⇒

※ 保 育 要 件

保育所等を利用する事由により必要な書類（父母どちらもの書類が必要です）

※在園児童の兄弟姉妹が、令和7年度入所を新規で申込みされる方や、その他手続きで、保育要件を証明する書類が必要になる場面がございますので、必ず事前にコピーをお取りください。

保育を必要とする要件	必要書類
就労、育児休業	①「就労（内定）証明書」 ※自営業の場合は②「 <u>スケジュール表</u> 」及び③ <u>開業届や確定申告の写し</u> など自営業を証明する書類の提出もあわせて必要です。 ※「就労証明書」における就労実績において、就労時間が <u>月64時間以上</u> に満たない場合は就労証明書の備考欄にその理由をご記入ください
疾病・障害等	①診断書や障害者手帳の写しなど（病名、障害名、療養期間のわかる書類）
介護・看護	①「介護・看護状況申告書」 ②障害者手帳の写しや診断書等
就学	①「就学状況申告書」 ②在学証明書や学生証の写し ③時間割がわかる書類
妊娠・出産	①母子手帳の表紙の写し ②出産（分娩）予定日の載ったページの写し
求職中	①「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」 ②「求職活動実績報告書」 ※②については、求職活動を行った月の分を、翌月10日までにご提出ください。 例：9月に行った求職活動の報告書は、10月10日までに、在園施設に提出。

※ 保 育 必 要 量

保育必要量とは、保育を必要とする時間であり、上記の保育要件によって、「保育標準時間」、「保育短時間」に区分されます。

【保育標準時間】…1日最大11時間保育 【保育短時間】…1日最大8時間保育

保育要件に応じた保育必要量は、次の表のとおりです。

なお、保育必要量は市が決定しますが、実際のお預かり時間は、在園施設と調整で決まることから、最大の保育時間を約束するものではありません。

保育を必要とする要件	保育標準時間	保育短時間
就 労	※ 原則月120時間以上の就労	原則月64時間以上、120時間未満の就労（希望による）
疾病・障害等	○	希望による
介護・看護	原則月120時間以上の介護	原則月64時間以上、120時間未満の介護（希望による）
就学	原則月120時間以上の就学	原則月64時間以上、120時間未満の就学（希望による）
妊娠・出産	○	希望による
求職活動 （3か月以内に就労開始）	求職活動等の状況による	○
育児休業		○
その他	状況に応じて認定	

※通勤通学時間やシフト勤務等を勘案し、申し出がなければ保育標準時間としていますが、120時間未満の方は保育短時間とすることもできます。

【お問い合わせ】

鎌倉市役所 保育課 保育担当

電話：0467-61-3894（直通）